

中原小学校 PTA 表彰規定

(目的)

第1条 本規定は、PTAの振興に貢献し、その功績顕著な個人または団体を表彰し、教育の向上と文化の振興発展に寄与する事を目的とする。

(被表彰対象)

第2条 表彰対象は、個人または団体とする。

(表彰範囲)

第3条 1 PTAの振興に貢献し、その功績顕著な個人または団体。
2 その他、表彰に値すると認める業績または行為のあった個人または団体。

(表彰の方法)

第4条 表彰対象の個人または団体に対し、表彰状の授与または感謝状を贈る。また、副賞として金品等を贈ることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として総会において行う。

(表彰の手続き)

第6条 表彰対象の個人または団体は、PTA会員の推薦に基づき、本部委員会により決定し、PTA会長及び学校長の承認を得る。

(推薦書の提出)

第7条 推薦書は、定期総会開催の一週間前（応当日が登校日でない場合はその前登校日）までに本部委員会宛に提出する。なお、推薦書の様式は別に定める。

(改正)

第8条 本規定を改正するには、本部委員会の作成する改正案を運営委員会にて審議し、承認されることを必要とする。

(その他)

第9条 この規定によらないものについては、その都度企画委員会で協議する。

(付記)

第10条 本規定は、昭和59年5月11日より施行する。
令和7年4月1日（一部改正）

中原小学校 PTA 表彰規定細則

- 第1条 表彰規定第3条に該当する場合は、次の各項に定める金額に相当する金品等を贈ることができる。
- 1 第3条第1項に該当する者
10,000円
 - 2 第3条第2項に該当する者
5,000円
- 第2条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度企画委員会で協議する。
- 第3条 本規定細則は、企画委員会の承認をもって改正することができる。
- 第4条 本細則は昭和59年5月11日から施行する。
令和7年4月1日（一部改正）